

広島県有給吏員退職料退職給与金遺族扶助料及死亡給与金条例等の一部を改正する条例附則第九条の二第一項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十二号

広島県有給吏員退職料退職給与金遺族扶助料及死亡給与金条例等の一部を改正

する条例附則第九条の二第一項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正す

る規則

広島県有給吏員退職料退職給与金遺族扶助料及死亡給与金条例等の一部を改正する条例附則第九条の二第一項の年金たる給付等を定める規則（昭和五十五年広島県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「国家公務員等共済組合法（）」を「国家公務員共済組合法（）」に、「同法附則第十三条第一項」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項」に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（）」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。